

会費等納入規程改定ならびに細則の制定

会費等納入規程 昭和 38 年 6 月 23 日制定／平成 16 年 5 月 21 日改定

第 1 条 この規程は、定款第 18 条に定める会費（以下会費という）および会員が納入すべき金額の納入について必要事項を定めるものとする。

第 2 条 会費額は、年額 13,000 円とする。

(1) 本会に入会しようとする者の会費額は入会初年度に限り 18,000 円とする。

(2) 診療放射線技師籍登録年度内の入会者に限り、初年度会費額を 5,000 円とする。

2. 前項の会費額は、納入時期による割引はしない。

3. 本条第 1 項に定める会費額の他、本会定期刊行物の購読料（2,000 円）を併せて納入するものとする。但し、第 1 項第 2 号に規定する者は、この限りではない。

第 3 条 会費納入方法および納入期限は、別に定めるものとする。

第 4 条 納入期限までに会費を納入しない会員は、会員としての権利を一時的に失うものとする。

第 5 条 納入期限後に会費納入を行った場合、納入時点からすみやかに会員としての権利を回復するものとする。ただし、未納であった期間にさかのぼってその権利の行使を要求することは出来ない。

第 6 条 この規程の改廃は理事会に諮り、総会の承認を得るものとする。

附 則 この規程は、平成 15 年 5 月 16 日より施行する。
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

社団法人日本放射線技師会 会費等納入規程に関する細則 平成 16 年 5 月 20 日制定

■ 購読料

第 1 条 会費等納入規程における本会定期刊行物の購読料とは、日本放射線技師会雑誌の年間購読料とする。

2. JART 情報 Network Now は、前項の購読者のうち、本会正会員には無料で配布する。

第 2 条 住所を一にする親族に、すでに第 1 条において定める刊行物を購読する会員がいる場合には、都道府県放射線技師会を通じて本会へその旨を届け出ることにより、購読を免除されるものとする。

■ 会費等納入

第 3 条 定款第 21 条および会費等納入規程第 3 条の会費

納入期限は、当該年度の 9 月末日とする。

第 4 条 会費納入方法については各都道府県放射線技師会と本会の間において決定し、会員は都道府県放射線技師会が示す方法に従い、会費を納入するものとする。

第 5 条 都道府県放射線技師会が、所属する会員についての会費納入を本会へおこなった場合には、会員情報システムによりその旨を本会へ通知するものとする。

附 則 本細則の改廃は理事会によるものとする。
本細則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。